

05_物品・印刷製本契約・請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>○青森市物品供給契約標準約款 ○青森市物品修繕契約標準約款 ○青森市物品交換契約標準約款 ○青森市印刷製本請負契約標準約款</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この約款 (契約書を含む。以下同じ。)に基づき、発注者が提示した仕様書に従い、この契約(この契約書を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第11条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>イ 公正取引委員会が、受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該命令が確定したとき(受注者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあっては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき)。</p> <p>ロ 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。</p> <p>ハ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。)又はその使用人に</p>	<p>○青森市物品供給契約標準約款 ○青森市物品修繕契約標準約款 ○青森市物品交換契約標準約款 ○青森市印刷製本請負契約標準約款</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この契約書(約款を含む。_____)に基づき、発注者が提示した仕様書に従い、この契約(この契約書を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第11条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>イ 公正取引委員会が、受注者_____に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該命令が確定したとき_____。</p> <p>ロ 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。</p> <p>ハ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。)又はその使用人に</p>

05_物品・印刷製本契約・請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6 若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。</p> <p>(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）又はその使用人が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場</p>	<p>対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6 又は _____ 第198条の規定による刑が確定した _____ とき。</p> <p>(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。以下この号において同じ。） _____ 又はその使用人が _____ 暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 受注者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした _____ と認められるとき。</p> <p>ニ 受注者が 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>_____</p> <p>ホ 受注者が 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場</p>

05_物品・印刷製本契約・請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第14条 この<u>約款</u>に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。</p>	<p>合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第14条 この<u>契約書</u>に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。</p>

05_物品・印刷製本契約・請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 自ら、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、市から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、従わなかったとき。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第14条 この約款に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、当事者間で協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、市の決定に従います。</p>	<p>ホ 自ら、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 自ら、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、市から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、従わなかったとき。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第14条 この請書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、当事者間で協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、市の決定に従います。</p>